

※所得の区分についての詳細は国保の窓口にお問合せください

# 知っておきたい 国保のポイント

## 国保の給付と高額療養費の払戻し

国保では、病気やケガをしたときに、保険証などを提示すれば、年齢などに応じた自己負担額を支払うだけで診療が受けられます。また療養費の支給、高額療養費の払戻しなど、さまざまな給付があります。(昭和7年9月30日以前に生まれた方は老人保健で医療を受けます。)

### 療養の給付

#### 受けられる診療

- ① 診察
- ② 処置、手術などの治療
- ③ 薬や治療材料の支給
- ④ 入院、看護
- ⑤ 在宅療養、看護、訪問看護

#### 受けられない診療

- ① 美容整形、歯列矯正
- ② 正常分娩、経済的理由による人工中絶
- ③ 健康診断、予防注射
- ④ 労災保険の対象になる場合など

#### 制限のあるもの

- ① けんか、泥酔によるもの
- ② 医師や保険者の指示に従わないとき
- ③ 犯罪や故意によるもの

#### 医療費の自己負担割合 (H18.10.1)

2割	0～2歳
3割	3～69歳
1割 (現役並み 3所得者)	70～74歳

※高額療養費の注記をご覧ください。

※入院したときの差額ベッド代や患者の希望で保険外診療を受けたとき、歯科診療で特殊な素材を使用した「差額診療」や「自由診療」は保険診療の対象外となります。

#### 入院したときの食事代

(H18.4.1～)

①一般(②、③以外の方)	1食260円	
②住民税非課税世帯(70～74歳の人の低所得II※)	90日以内の入院	1食210円
	90日を超える入院	1食160円
③70～74歳の人の低所得I※	1食100円	

※高額療養費の注記をご覧ください。(H18.10.1～)

●療養病床に入院する70歳以上の人は食費および居住費の一部を自己負担します。  
 食費(食材料費+調理コスト相当) …1食460円\*  
 居住費……………1日320円  
 \*保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。  
 ※低所得に該当する人については、軽減されます。

#### 療養費の支給

次の場合、医療費を全額負担したあと、申請により払い戻されます。

- やむを得ず保険証を使わないで診療を受けた場合
- 骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けた場合
- 医師が認めたり、灸、マッサージ代
- コルセット、輸血の生血代
- 旅行中に海外で診療を受けた場合 など

#### 出産育児一時金

被保険者が出産した場合に支給されます。(H18.10.1～35万円)

#### 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に支給されます。(5万円)

#### 訪問看護療養費

医師の指示で訪問看護ステーションなどを利用すると費用の一部が支給されます。

#### 移送費

歩行困難で入・転院に車を利用した費用が支給されます。

#### 交通事故などのとき

事故などでケガをした場合でも、国保で診療を受けることができます。必ず被害届けを出しましょう。

#### 必要なもの

- 事故証明書
- 印かん
- 保険証

#### 示談の前に必ず国保へ連絡を

示談を結んでしまうと国保が使えない場合があります。

#### 高額療養費の払戻し

一カ月の医療費の自己負担が一定の限度額を超えたときは、申請により次の表の額を超えた分が国保から払い戻されます。

#### ●70歳未満の人の自己負担限度額 (H18.10.1～)

上位所得者※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
住民税非課税	35,400円

※1 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。

#### ●70～74歳の人の自己負担限度額 (H18.10.1～)

区分	外来の場合(個人ごと)	入院の場合・世帯単位の限度額	
現役並み所得者※2	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
低所得者	II※3	一般	44,400円
		I※4	24,600円
	I※4	8,000円	15,000円

※2 同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の国保被保険者または老人保健対象者がいる人。

※3 住民税非課税の世帯。

※4 住民税非課税の世帯で、国保世帯全員の所得が一定基準に満たない人。

- 次の場合は自己負担限度額が軽減されます。詳細は国保の窓口にお問合せください。

- 世帯で医療費が高額になった(世帯合算)。
- 高額療養費の支給を12カ月で4回以上受けた。
- 特定の病気で長期治療が必要になった。

#### 自己負担限度額の計算はこのように

- ・ 暦月ごとの計算(月の1日～月末まで)
- ・ 同じ医療機関ごとの計算
- ・ 旧総合病院の場合、各診療科ごとに計算
- ・ 同じ医療機関でも内科と歯科は別計算
- ・ 同じ医療機関でも入院、外来は別計算
- ・ 入院したときの食事代や特定療養費の保険適用外の費用は自己負担額には計算されません
- ※70～74歳の人の外来は全ての医療機関の支払いを合算します。

記事提供：茨城県国民健康保険団体連合会(編集：株式会社保険出版社)